

海外経済要録

国際機関

◇ガット閣僚会議開催

ガット(GATT、関税貿易一般協定)参加88か国およびECは、11月24日から29日までの6日間、スイスのジュネーブにおいて閣僚会議(第8回目、前回閣僚会議<73年9月、於東京>については48年10月号「要録」参照)を開催し、世界的不況を背景に台頭しつつある保護貿易主義の抑止を主題に討議を行った。会議終了後に採択された「ジュネーブ宣言」の概要は以下のとおり。

1. 政治宣言

長びく景気の低迷を背景に、昨今、保護主義的措置を求める動きが一段と強まっている。しかし、輸入制限等の措置は、その国の産業構造調整を一段と遅らせ、生産的投資を阻害する要因となっている。こうした現状を眺め、ガット参加各国は、ガット結成以来のコンセンサスを再確認し、安定的な貿易環境を確保するため、一致団結して努力することで合意した。

2. セーフガード(緊急輸入制限)について

貿易制限措置の蔓延を防ぐためには、セーフガード制度を改善してその効力を高め、輸入国・輸出国双方にとって、より明確かつ公正な制度としなければならない。このため、同制度につき、①適用範囲および期間、②適用を認める際の客観的基準(特に、セーフガード発動の条件とされている「重大な損害」および「重大な損害のおそれ」の解釈)、③当事国の産業構造調整との関係、④補償および対抗措置、⑤複数国による監視体制、および紛争が起った場合の処理方法(特に、セーフガード委員会の役割と機能)、といった諸点を中心に検討資料を作成し、83年末までに加盟国との合意を得ることが望ましい。

3. 紛争処理手続きについて

前回の閣僚会議(73年9月)において合意をみたガット参加国間の紛争処理手続きは極めて明確なものであり、当面大きな修正を加える必要はない。もっとも、当該手続きの有効性を一段と高める見地から、参加各国は、ガット第23条第1項に基づく2国間協議から、同第2項に基づく多国間協議へ移る前に、ガット事務局を中心とする調停の機会を新たに設けるという点につき合意に達した。

4. 農産物貿易について

ガット参加各国は、農産物貿易につき、関税および非

関税措置による貿易制限、輸出補助金の支給などによる競争制限等の問題点を中心に、今後、検討を進める旨決定した。こうした検討作業は、発展途上国の関心品目に対する優先的取扱い、農業問題の特殊性に対する配慮、およびガットの規定の強力的運用などを前提に進められねばならない。

◇第66回OPEC総会、83年中産油量上限等を決定

OPEC(石油輸出国機構)は12月19、20日の両日ウィーンで定期総会を開催した。総会では現行基準原油価格(アラビアン・ライト、34ドル/バレル)の維持と83年中のOPEC産油量上限の引上げ(1,850万バレル/日<82/3月決定枠1,750万バレル/日>)を決定したものの、各国別生産量の割当てについては合意が得られなかった。

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、レギュレーションDを一部改訂

米国連邦準備制度理事会は12月2日、一部準備預金の同時積立方式への移行時期が決定(84年2月2日より移行、57年10月号「要録」参照)されたため、80年金融制度改革法における準備預金対象機関の拡大(連邦準備制度加盟銀行→すべての預金取扱金融機関)に伴う経過措置(55年9月号「要録」参照)の一部改訂を次のように発表した。

加盟銀行については、80年金融制度改革法の下での新計算方式による所要準備額が80年8月31日時点における旧方式による所要準備額を下回る場合、新旧比率の差額について80年11月13日に $\frac{1}{4}$ を引下げ、さらに81年9月以降半年毎(3月および9月)に $\frac{1}{8}$ ずつ段階的に引下げて最終的には84年3月1日以降新計算方式に基づく所要準備額を積立てるとの経過措置が適用されている。こうした中で先般、決済勘定にかかる準備預金の同時積立方式への移行が84年2月2日以降と決定されたことに伴い、前述の経過措置の最終期限を84年3月1日から同年2月2日へ繰上げることとなった。

なお、80年金融制度改革法は、①79年7月1日以降1度も連邦準備制度に加盟しなかったいわゆる非加盟金融機関については、準備積立義務が課せられたあとも87年までは当該積立義務を軽減する、②79年7月1日から80年3月31日までの間に一時期でも連邦準備制度に加盟したことのある銀行については加盟銀行と同様の積立義務(前記1参照)を課すことと定めていた。しかしながら

先般成立した82年預金取扱金融機関法(57年11月号「要録」参照)は上記②について若干改訂を加え、79年7月1日時点では加盟銀行であったが80年3月31日までに脱退し、その後加盟していない銀行については準備積立義務を軽減、85年10月までに加盟銀行と同様の積立義務を課すようにすればよいことと定めたため、これを受けて連邦準備制度理事会もレギュレーションD中関連箇所を改訂し、以下のように上記銀行の準備積立義務に関する経過措置の具体的スケジュールを定めた(82年10月28日実施)。

対象となる準備積立期間	軽減される所要準備の割合
82年10月28日～83年10月26日	50 %
83年10月27日～84年10月24日	33.3
84年10月25日～85年10月23日	16.7
85年10月24日以降	0

◇米国預金取扱金融機関規制廃止委員会、決済型新種預金の創設等を決定

1. 標記規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee)は12月6日、去る11月15日に細目を決定した、82年預金取扱金融機関法に基づく新種預金(Money Market Deposit Account-MMDA、57年11月号「要録」参照)の決済機能を強化したかたちの新種預金(いわゆるスーパーNOW勘定)を創設する旨決定した。

スーパーNOW勘定の細目は次の2点を除いて11月に決定した MMDA と同様である。

- ① MMDA は決済機能が制限(注)されているが、スーパーNOW勘定は無制限である。
- ② MMDA は預入者資格に制限がないが、スーパーNOW勘定の預入者は、NOW勘定と同様に、個人・非営利団体および政府関係機関に制限される。

(注) MMDAにおいては資金振替は月6回まで、小切手振出はそのうち3回までに制限されている。なお同一金融機関内の預金者の別勘定への電話による資金振替についても今回の決定によって上記の6回に含まれることとなった(今回決定前は含まれない扱い)。

なお、スーパーNOW勘定に対する預金準備率については決済勘定に対する準備率が適用される(現行、残高26.3百万ドルまで3%26.3百万ドル超の部分は12%)。

また、事業法人に対してスーパーNOW型の預金を認めるべきか否かにつき、パブリック・コメントを求める(期限2月1日)旨決定された。

2. DIDC は同日、6ヶ月物MMC、91日物定期預金、7～31日物定期預金の最低預金残高(現在各10,000ドル、7,500ドル、20,000ドル)を83年1月5日以降2,500ドルに

引下げることおよび7～31日物定期預金の金利上限の撤廃(従来91日物T B平均入札利回りを金利上限とし、83年5月1日以降撤廃することとなっていた<57年7月号「要録」参照>)を83年1月5日以降に繰り上げることを決定した。

◇米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は12月13日、傘下地区連銀が公定歩合を0.5%引下げ8.5%とする(実施日12月14日)ことを承認した旨発表した。

今回の公定歩合引下げは、11月22日の引下げ(0.5%、9.5%→9.0%)に続くもので、81年9月以来の引下げ局面では12回目(高率適用制度の適用金利引下げ、同制度撤廃を除いた公定歩合引下げのみでは9回目)、82年7月以来の引下げ局面では7回目の緩和措置である。

今回の措置に関し、同理事会では「最近の景気情勢、価格引下げ競争、コスト上昇率の一段の低下、民間需資の落着きおよび広義マネーサプライ指標の増勢鈍化傾向にかんがみ採られたもの」とコメントしており、前回に引き続き景気実体面に配慮した措置であることに言及している。

◇米国、ガソリン税引上げ法を制定

レーガン大統領は1月6日、連邦ガソリン税等を引上げることによりハイウェー、橋および公共輸送機関など社会基盤の整備、強化を図ることを目的とした法律に署名した。本法案はハイウェーをはじめとするインフラストラクチャーの減耗と最近における失業の増大にかんがみレーガン大統領から議会に提出(11月29日)されたものである。当初議会通過は時間の問題とみられていたが、増税について共和党保守派の反発を招き上院審議が紛糾し、さらに下院で多数をしめる民主党側の支持を得るために、バイ・アメリカン条項や失業保険給付期間の延長等を盛り込むことにより、昨年末ようやく議会通過をみたものである。このように本法案の審議過程はレーガン大統領にとって今後の議会運営の困難さを示唆すると同時に、レーガンノミックス自体も現実的修正を余儀なくされてきたものと受けとめる向きが少なくない。本法律は83～86年度にわたり総額約710億ドルの支出を認めているが、政府試算によれば、これによる雇用創出効果は最高32万人とされている。本法律の主な内容は以下のとおり。

1. 増税など

- (1) 連邦燃料税の引上げ…ガソリン、ディーゼル燃料、モーターボート燃料にかかる連邦税を現行のガロン当

り4セントから83年4月1日以降5セント^(注)引上げて9セントとする(88年9月30日まで)。なお、政府試算によれば本措置による税収増は年間55億ドル。

^(注) 5セント引上げ分のうち1セントは後述の公共輸送機関の整備へ充当

(2) 大型トラックの道路利用税の引上げ…84年7月1日以降88年7月1日までに漸次引上げる(例えば重量8万ポンドのトラックの道路利用税上限は現行の240ドルから88年7月には1900ドルに引上げ)。

(3) トラックおよびトレーラーの物品税の改訂…現在両者の物品税は重量1万ポンド以上のものについてその卸売価格に対し10%となっているが、83年4月1日以降は3万3千ポンド以上のトラックおよび2万6千ポンド以上のトレーラーについて、その小売価格に対し12%とする。

2. 支出

(1) インターステート・ハイウェー網の拡充…各州にまたがる大規模ハイウェー網拡充のため84~90年度にわたり年40億ドルのハイウェー建設費を認める。

(2) 主要なインターステート・ハイウェーの補修…84~87年度合計103億ドルの支出を認める(86年度までの3年度合計では71.5億ドル)。

(3) 橋の補修、架け換え…83~86年度合計70.5億ドルの支出を認める。

(4) 公共輸送機関の整備…地下鉄、バスなど公共輸送機関の整備のため83~86年度177.6億ドルの支出を認めること。

3. バイ・アメリカン条項

ハイウェー等の新設、補修にあたっては国産品の価格が輸入品の25%以上高くない限り、国産の鋼材、セメント等を使用することとする。

4. 失業保険給付期間の延長

各州は83年3月31日までの間、失業保険給付期間を現行よりも2週間、4週間または6週間延長できる(政府によれば、本措置により約30州が4週間もしくは6週間期間延長する結果、同期間は最長で55週になるものとみられている。また本措置による支出増は約5.6億ドルと見積もられている)。

◇カナダ銀行、マネーサプライ(M₁)増加率目標値の設定を廃止

カナダ銀行は、75年秋以来マネーサプライ(M₁=流通現金+特許銀行要求預金)増加率目標値を設定し、M₁の動向を重視した政策運営を行ってきたが、82年11月29日、M₁増加率目標値の設定を今後廃止する旨発表した。

今次措置について同行のバイ総裁は、「現金管理勘定(cash management facilities)の拡大や当座性、貯蓄性を兼ねた新種個人預金勘定の増大など、銀行サービスにおける最近の様々な変革により、M₁から多額の資金がシフトし続いている結果、M₁と総需要および金利の関係が不安定になり、M₁が金融政策運営上有用な指標とはいえなくなったため」と説明している。また同総裁は、同行が従来から政策運営をM₁のみに頼っていたことを強調するとともに、今後の運営指針については、「通貨供給量の適正水準を把握するうえで、総需要の動向と規則的な関連性をもつ量的金融指標が有用であることには変わりがないため、より適切な量的金融指標を導入すべく、目下検討中である」と述べている。

歐州諸国

◇EC首脳会議開催

EC加盟各国首脳(EC委員長を含む)は12月3日および4日、デンマークのコペンハーゲンにおいて82年第3回目の首脳会議を開催し、域内経済の現状、スペイン・ポルトガルの加盟問題、対域外通商問題等につき討議した。会議終了後に採択された「議長総括(conclusion de la présidence)」の概要は以下のとおり(このほか、外交問題に関する「宣言(déclaration)」を別途採択)。

1. 域内の経済・社会問題

持続的に雇用を創出するためには、各国レベルおよびECレベルで広範な経済・社会政策を進めてゆかねばならない。この見地から、EC首脳会議は以下の諸点を優先課題と考える。

- (1) 経済の安定を回復すること。
- (2) 安定回復の度合に応じ、金利引下げや生産的投資の促進を通じて景気拡大と経済構造の調整を図ること。
- (3) 先端産業の需要に合致した職業訓練を行い、若年層の雇用機会を拡げること。
- (4) 労働時間の調整、労働モビリティの増進などにより、雇用の弾力化を図ること。
- (5) 共同市場を強化し、域内の貿易および競争制限につながる措置を撤廃すること。
- (6) エネルギー消費の節約とエネルギー供給の多様化のための政策を継続すること。
- (7) EMSを強化するとともに、通貨、金融、通商面での国際協調を図ること。

2. 新規加盟問題

EC首脳会議は、スペイン・ポルトガルの加盟を積極的に推進することを確認するとともに、外相理事会に対

し、加盟交渉を迅速に進めるよう要請する。

また、当該2国は加盟に際し自国経済の調整を要するため、首脳会議はE C委員会に対し、当該2国とともに、加盟に先立って当該2国がとるべき国内および関係国間の調整策を検討するよう勧告する。

3. 対外経済問題

E C首脳会議は、IMF増資の早期決定ならびにGATTが今後行う様々の作業に対する加盟各国の協力姿勢を確認する。

E Cは、米国との間に建設的な対話を継続し、相互信頼に基づく緊密な対米関係を維持してゆく意向にある。また、首脳会議は、E C・米国間の鉄鋼問題の解決ならびにシベリア天然ガス・パイプライン敷設工事に係る米国の対ソ経済制裁解除を歓迎する。

首脳会議は、E Cの対日貿易関係改善に関し、外相理事会が12月中にとりまとめる検討結果(注)を尊重する。

(注) なお、E C外相理事会は12月13日、①GATT第23条第1項に基づいて進めてきたE C・日本間協議を同第2項に基づく本提訴に切り替える、②日本政府に対し、特定品目につき83年以降輸出自主規制を求める、等の強硬な対日姿勢を打出した。

◇フランス、83年のマネーサプライ増加目標値および直接貸出規制適用要領を発表

1. フランス国家信用理事会は12月16日、83年のマネーサプライ増加目標値(M₃、83年11月～84年1月の各月末平均の前年比)を10%とする旨決定した。本目標値は、82年を対象に初めて採用されたレインジ方式ではなく、81年までと同様の単一値方式で設定され、82年目標値(12.5～13.5%、12月末前年比)に比べかなり低目に抑えられている(注)。

(注) マネーサプライ増加目標値と実績の推移(%)

	目標値	実績
77年	12.5	13.9
78年	12.0	12.2
79年	11.0	14.4
80年	11.0	9.8
81年	10.0	11.4
82年	12.5～13.5	
83年	10.0	

本目標値につき、ドゥロール経済財政相は、「インフレ抑制を当面最大の目標としてフラン防衛を図るために、財政赤字の削減に努めつつ、マネーサプライ管理も厳し目にしてこととしたものである」と説明している。

2. フランス銀行は12月20日、上記マネーサプライ増加目標値と平仄を合わせるかたちで、83年中の直接貸出規制(encadrement du crédit)(注)適用要領を公表した。概要は以下のとおり。

(注) 貸出準備率制度の一環をなす規制で、あらかじめ定められていく

る基準貸出枠を超える貸出が行われた場合、通常の準備率(対象貸出残高に対し一律<現行0.1%>)に加えて、対象貸出残高全体に対し罰則的な追加準備率が課されるもの。追加準備率は、以下2項目の合計で貸出残高が基準貸出枠を上回るポイント数を乗じることにより算出される。

① 基準率: 0.3%

② 削増率: 貸出残高が基準貸出枠を0.1ポイント上回るごとに0.015%

なお、82年中の規制内容については、57年1月号および7月号「要録」参照。

(1) 基準貸出枠

各月末の基準貸出枠は以下のとおり(82年末基準貸出枠=100)(注)。

(注) 基準貸出枠と貸出準備率の関係は以下のとおり。

	対象貸出	通常準備率	追加準備率
イ. 一般枠	口の対象貸出 を除く全貸出	適用	適用
ロ. 特別枠	輸出・設備投資・ 住宅関係貸出	適用なし	適用
ハ. 枠なし	経済社会開発基金 からの借入を原資とする貸出等	適用なし	適用なし

	[一般枠]* 一 般 金融機関 (Aカテ) (ゴリー)	割賦信用 専門機関 (Bカテ) (ゴリー)	[特別枠]** 全 对 象 金融機関 (A・B 共通)
83/1月末	98	100.5	101
2 "	98.5	101	102
3 "	99	101.5	103
4 "	99	102	104
5 "	99	102	105
6 "	99.5	102.5	106
7 "	101	103	107
8 "	101	103	108
9 "	101.5	103.5	109
10 "	101.5	104	110
11 "	102	104.5	111
12 "	103	105	112

* 一般枠対象貸出のうち、個人向け貸出および非資本財リース金融については、82年11月末残高比純増ゼロにとどめる。

なお、82年6月末の対象貸出残高が2億フラン以下の金融機関については、各月末の基準貸出枠に上期中2ポイント、下期中4ポイントを上乗せする。

** 特別枠は、輸出・設備投資・住宅関係の各貸出毎に以下のとおり定められる。

① 輸出貸出……上記特別枠のとおり。

② 設備投資貸出……上記特別枠に、上期中は83年1月4日時点の中期設備貸出(ただし、クレディ・ナショナルもしくは中小企業設備金庫<CEPME>よりリファイナンスを受け、かつフランス銀行のリファイナンス条件を満たしているものに限る)残高の最高15%を、また下期中は同残高の最高30%を上乗せする。

③ 住宅関係貸出……次の2つのうち、いずれか高い方とする。

—上記の特別枠(ただし、83年1月4日時点の住宅関係貸出残高=100)に以下の額を上乗せする。

上期中: 82年下期中の住宅関係貸出残高増加額(もしくは基準貸出枠増枠分)を上乗せする場合>の55%

下期中: 同110%

—83年1月4日時点の住宅関係貸出残高に以下の額を上乗せする。

上期中: 82年中の基準貸出枠増枠分の40%

下期中: 同80%

なお、一般枠および輸出貸出に対する特別枠の未使用分については、翌月以降 6か月間に限り、任意の月の基準貸出枠に上乗せすることができる(ただし、輸出貸出の未使用枠を一般枠に上乗せすることは不可)。

(2) 今次規制の特徴点

イ. 一般枠(一般金融機関向け)の増加率が83年末前年比で+3%と、82年の同+4.5%に比べてかなり抑えられていること。これは、82年中はフランス銀行による大量のフラン買い支えがマネーサプライ抑制要因となったのに対し、83年についてはそうした特殊要因が剥落すると予想されているうえ、財政赤字も83年は82年に比べ若干拡大(82年989億フラン→83年当初予算1,178億フラン)することが見込まれるため、マネーサプライ目標増加率を達成するためには、銀行貸出を一段と抑制することが不可欠であるとの判断によるものとみられている。

ロ. 設備投資振興の見地から、①一般枠の中では、個人向け貸出等を純増ゼロに止め(注)、企業向け貸出の余地を極力残しているほか、②特別枠の中でも、設備投資貸出および住宅関係貸出に対しては一段の増枠を講じていること。

(注) このため、金融機関に対しては、新聞、テレビ等による個人向け貸出の宣伝を自歎し、個人向け貸出の期間をできる限り短縮(最長で2年にとどめる)するよう要請。

ハ. 基準貸出枠の設定期間を半年単位(82年に初採用)から1年単位に戻したこと。これは、82年については、規制緩和の余地を残しておきたいとの政府の要請により半年単位としたものの、83年については、緊縮方針堅持の意向を明示するためにも、再び1年単位とすることが適当であるとの判断によるものとみられている。

◇英国政府、次期英蘭銀行総裁を発表

1. 英国政府は12月23日、83年6月末で任期切れとなるリチャードソン英蘭銀行総裁(1973年就任以来2期10年)の後任に、ロバート・リーペンバートン(Robert Leigh-Pemberton)現ナショナル・ウェストミンスター銀行会長を起用(女王が任命)する旨発表した。同氏の略歴は以下のとおり。

1927年1月生まれ

イートン校、オックスフォード大学(トリニティ・カレッジ)出身、地方議会議員等主として地方公共団体関係の要職を歴任

1972年 ナショナル・ウェストミンスター銀行取締役(director)就任

1974年 同副会長(deputy chairman)就任

1977年 同会長(chairman)就任

2. 同氏は発表直後に、「リチャードソン総裁のような国際的にも知名度の高い立派な総裁のあとを継ぐのは極めて光栄であるとともに、その責任の重大なことを痛感している」旨の声明を発表している。また、同氏の起用については「一部に国際金融部門の経験不足を云々する向きもあるが、商業銀行からの初めての起用ということもあって金融界は今回の指名を歓迎している」(フィナンシャル・タイムズ紙)と報じられている。

◇英国、国防相を更迭

サッチャー首相は1月6日、かねてより政界引退の意向を表明していた Nott 国防相の辞任を認め、これに伴う以下の新閣僚の任命を発表した(<>内は前任)。

国防相……Michael Heseltine <環境相>

環境相……Tom King <環境省次官>

◇イタリア銀行、金融引締めを強化

1. イタリア銀行は12月23日、82年末で期限切れとなる市中金融機関に対する貸出規制の強化、および預金準備率引上げ等を内容とする信用規制措置を発表した。

本措置の概要は次のとおり。

(1) リラ建貸出の各月末残高を、80年12月末の残高を100とする下記の指数値以下に抑え、83年前半の年率増加率を3%強に抑制する(82年中12%弱<81年末残高=112→82年末残高=125>)。

指数表示の貸出限度額

83/1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
124	125	125	126	125	127

(2) 月間預金増加額にかかる預金準備率を20%から25%に引上げ(1月31日実施)。

(3) 債券強制保有制度(注)に基づく強制保有率を1.0%下げ、市中金融機関の対象預金増加額の5.5%(従来6.5%、57年2月号「要録」参照)とする。

(注) 債券強制保有制度とは、市中金融機関の対象預金(一般金融機関が受入れた当座預金を除く全てのリラ建預金)の期中増加額の一定比率を、国債、国営企業債、その他公共債等指定債券の購入に充当することを義務づける制度。

2. 今次措置について「主な目的は銀行預金の伸びを抑え、市中銀行の融資を抑制することにあり、とくに貸出限度額を極めて厳しく設定したねらいは、インフレ期待を背景とする資金の投機的利用を阻止することにある」とみられている。

◇イタリア政府、増税措置を決定

ファンファーニ新内閣は12月30日、83年の財政赤字額を70兆リラに抑制(注)するための経済政策プログラムの一環として、とりあえず政令改正によって実施できる範囲内の増収策を決定した。今回の措置による増収額は6.7兆リラと見積られている。

(注) 目下イタリア経済の最大の問題点はGDPの15%にも達しかねない巨額の財政赤字であり、これが国内的には根強いインフレ、対外的には国際収支の大幅不均衡となって現われている。スパドリーニ前内閣以来、財政赤字圧縮のための努力が頗るなされはいるが、具体的な成果を得るにはほど遠く、財政赤字幅は拡大の一途をたどっている(81年実績47.5兆リラ、82年国庫省見通し<12月>70兆リラ)。

具体的な内容は以下のとおり。

(1) 固定資産税の増収

課税対象となる土地等の評価額を83年5月以降40%引上げ。

(2) 所得税の増収

① 年収480百万リラ以下の自由業者の収入に対し適用されていた3%の一括控除制度を廃止。

② 肉、牛乳等の売上げによる農業収入に対する一括控除割合を15%から13%に引下げ。

(3) 特別地方法人税の導入

地方自治体に対し、課税所得の23%を限度とする特別地方法人税の導入を認める。

(4) 自動車関係税の引上げ

① ディーゼルエンジンを積載する自動車にかかる特別保有税を18千リラないし27千リラ引上げ(平均引上げ率50%)。

② 運転免許証に貼付する収入印紙代を平均36%引上げ。

(4) バス料金の引上げ

市バス料金(現行一律200リラ)を、人口200千人以上の都市では400リラに、これを下回る都市では300リラに各々引上げ。

(5) 諸許可証発行税の引上げ

銃砲保持許可証、漁業許可証、飲食店営業許可証の発行の際に要する収入印紙代の引上げ。

◇スイス中央銀行、83年の通貨量目標値を公表

1. スイス中央銀行は12月17日、83年の中央銀行通貨量(注)の目標増加率を年平均3%と決定した旨、公表した。

(注) 流通現金+中央銀行預け金

2. 本決定につき、同行は要旨以下のプレスコミュニケを発表した。

「スイス中央銀行は、スイス政府とも協議のうえ、83

年の中央銀行通貨量の目標増加率を年平均+3%とすることを決定した。これは、83年の経済活動にとって必要かつ十分な通貨量を保証するとともに、物価を一層安定させるための前提条件を整えるよう配慮したものである。

82年の実績は、目標増加率+3%を若干下回り、+2.5%程度の伸びにとどまる見込みである。それにもかかわらずインフレ率がはかばかしく低下しなかったのは、主として米ドル相場が大幅に上昇したためである。この間スイス中央銀行は、スイスフラン相場が過度に切上がり、スイス経済が景気後退傾向を強める危険を回避するため、為替動向をにらんでの抑制的な金融政策運営は見合せてきた。

83年の目標値は従来同様、政策運営に際しての1つのガイドラインであり、スイス中央銀行は、仮に予期せざる事態が生じた場合には、これに拘泥するつもりはない。」

◇オランダ、賃金抑制に労使合意

1. オランダでは11月19日、政府および労使間の協議により、83年1月より実施が予定されていた物価スライドに基づく賃上げ(2.5%)の実施を見送ることが合意された(注)。ただし、これには労働時間の短縮および若年労働者の雇用拡大が条件とされている。なお、当該条件の具体的な実施方式については、各産業ないし企業ごとに労使間で決定されることになっている。

(注) オランダでは、賃金を半年毎に物価上昇に応じて引上げるスライド方式が一般的となっている。

2. オランダ政府は、既に発表された公務員の給与凍結(57年11月号「要録」参照)に歩調をあわせるかたちで、民間部門の賃上げ凍結を提案していたが、今回合意はこの提案に沿ったものである。オランダでは、設備・在庫投資の不振、輸出の伸び悩みから、生産の低迷(鉱工業生産指数、82年8月前年比△2.2%)、失業者の増加(82年10月59万人、前年同月43万人)が続いているおり、政府は賃上げの抑制を通じて企業の投資拡大、雇用水準の維持を図る方針にあるとみられている。

◇フィンランド、第1次ソルサ内閣総辞職後、第2次ソルサ内閣成立

フィンランドでは12月30日、第1次ソルサ内閣(社会民主党、中央党、スウェーデン人民党、人民民主同盟の4党連立)が総辞職した。今回の総辞職は、大幅国防支出増加(前年度比+19%)を内容とする83年度予算案に對し、経済政策に重点を置く人民民主同盟が強く反発

し、国会でこれに反対票を投じたことによるものである。

ソルサ首相(社会民主党)は同日コイビスト大統領から人民民主同盟を除く3党による再組閣要請を受け、人民民主同盟が占めていた教育、労働、運輸の3ポストに自党からの新閣僚を指名して、上記3党からなる第2次ソルサ内閣を組閣した。

新内閣の主要閣僚は次のとおり。

首相 Kalevi Sorsa (社会民主党、留任)

副首相 Ahti Pekkala (中央党、留任)
(蔵相兼任)

第2蔵相 Jermo Laine (社会民主党、留任)

外相 Pär Stenbäck (スウェーデン人民党、
留任)

貿易相 Arne Berner (中央党、留任)

国防相 Juhani Ollila (中央党、留任)

◇スペイン、ペセタの対米ドル相場を切下げ

1. スペイン政府は12月4日(土曜日)、6日(月曜日)の外為市場寄付きにおける同国通貨ペセタの対米ドル相場を3日(金曜日)の終り値比8%切下げる(寄付き後は市場実勢による)旨発表した(注)。なお、ペセタの切下げは、77年7月12日(約20%、52年8月号「要録」参照)以来の措置である。

(注) 3日終り値 1米ドル=117.45ペセタ
6日寄付きの介入点 1米ドル=127.66ペセタ

なお、スペイン銀行は同日、ペセタ切下げに伴ってマネーサプライが増加し、インフレが亢進する事態を防止するため、預金準備率の1%引上げ(5.75→6.75%)を発表した。

2. 今次措置の背景をみると、スペイン経済は、インフレが亢進する一方、世界景気の停滞に伴う輸出不振、賃上げ抑制に伴う個人消費の沈滞等を背景に、予想外の低迷を余儀なくされており(実質GDP成長率<OECDの82年12月見通し>、82年+1.25%、83年+1.5%)、年末の失業率は16%(失業者数約200万人)に達するものとみられている。こうしたなかで、去る10月の総選挙において、「雇用創出」を標榜して地すべり的勝利を収め、政権の座について社会民主新内閣(12月2日発足、57年12月号「要録」参照)は、①雇用創出策の一環として輸出競争力の回復を図るとともに、②総選挙後続いているペセタ売り投機にも対処するため、今般、ペセタの対米ドル介入点引下げに踏み切ったものである。

◇スペイン政府、労働時間の短縮を閣議決定

スペイン政府は12月22日、新規に雇用を創出する一手

段として、週当たり労働時間を現行の42時間から40時間に短縮すると同時に、年間最低有給休暇日数を21日から30日に拡大する旨閣議決定した(注)。

(注) スペインの現政権(82年12月2日成立、57年12月号「要録」参照)は、選挙公約において、週当たり労働時間を漸次短縮し、最終的に35時間とする旨語っていた。

なお、スペイン経団連では、本措置に伴う労働コスト増大を1,800億ペセタ相当と見込んでいる。

アジア諸国

◇台湾、公定歩合および市中預貸金利を引下げ

中央銀行は12月29日、公定歩合の0.75%引下げを決定、翌30日より実施した(なお、引下げ後の水準は7.75%で戦後最低)。これを受けて銀行公会(わが国の全国銀行協会に相当)は預貸金利の同幅引下げを決定、中央銀行の承認を経て同じく30日より実施した。

台湾では年初来景気のスローダウンに対処して4次にわたって公定歩合(通計△3.25%)および市中金利を引下げてきたが、輸内需の低迷持続から82年の実質成長率は+3.8%と75年(+4.2%)以来の低い伸びにとどまったものとみられている。今回措置はこうした状況下、「景気の早期回復のためには一段の金利引下げが必要」(俞国華中央銀行総裁)との判断からとられたものである。

新旧金利は次のとおり(単位・年利、%)。

(1) 公定歩合

	旧	→	新
手形再割引	8.50		7.75
担保貸付	9.75		9.00
無担保貸付	11.50		10.75
輸出前貸	7.75		7.25

(2) 市中金利

イ. 貸付金利

短期貸付	最低	9.75	9.00
	最高	11.50	10.75
中・長期貸付	最低	10.25	9.50
	最高	12.25	11.50

ロ. 預資金利

当座預金	2.75	据置き
普通預金	6.00	5.25
定期預金		
3か月	8.25	7.50
6か月	8.75	8.00
1年	9.75	9.00
2年	10.00	9.25

3年超 10.25 9.50

◇香港、預貸資金利を引下げ

香港銀行協会は、12月29日銀行預資金利を0.25～0.5%引下げる事を決定、30日より実施した。これに伴い英系主力2行(香港上海、チャータード)は、同30日、貸出プライム・レートを0.5%引下げた。

本措置は、年初来5次にわたる金利引下げにもかかわらず引き続き景気が後退している状況下、米国金利低下の機をとらえて実施されたものである。

新しい預貸資金利は次のとおり(年利・%)

(旧) → (新)

貸出プライム・レート	11.0	10.5
普通預金	5.0	4.75
定期預金		
3ヶ月もの	8.0	7.5
6ヶ月もの	8.0	7.75
1年もの	8.0	据置き

共産圏諸国

◇中国、全国人民代表大会を開催

中国では11月26日から12月10日にかけて第5期全国人民代表大会(わが国の国会に相当)第5回会議が開催された。本会議では新憲法が制定されたほか、以下のようないくつかの決議がなされた。

(1) 第6次5か年計画

第6次5か年計画(81～85年)は、9月の第12回共産党大会で決定された長期目標(2000年までに農工業生産を80年水準の4倍とする)を達成するため、経済調整政策を継続するなかで経済の基盤強化に重点を置いた比較的控え目なものとなっている。すなわち、

イ、計画期間中の国民所得、農工業生産の伸びはエネルギー供給の制約などからそれぞれ年平均+4%、+4～5%とかなり低目に設定。

ロ、農業生産は食糧(年平均+2.4%)や綿花(同+5.9%)を中心に年平均+4～5%、鉱工業生産も重工業(同+3%)と軽工業(同+5%)のウエイトに留意しながら同程度の増産を図り、経済各部門間のバランスのとれた発展を図る。

ハ、基本建設投資は年平均460億元とほぼ76～80年実績(同449億元)並みとし、このなかで経済発展のネットとなっているエネルギー・運輸部門に重点的に投資する。

ニ、高等教育・研究機関の拡充や研究者の増加(85年大学院入学者数2万人<80年比5.5倍>)を図るため、科学技術・教育事業に対する支出を増額する(歳出総額に占めるウエイト76～80年実績11%→81～85年計画16%)。

ホ、生産効率の向上を図る(国営工業企業の労働生産性上昇率81～85年平均+2%)。このため農工業における生産(経済)責任制の拡充、既存企業の設備改造、非効率企業の統廃合などを推進する。

ヘ、対外面では開放政策を堅持する。85年の輸出入総額を574億ドル(80年実績378億ドル)まで拡大するなかで、先進技術・機械設備を主体に輸入の伸び(年平均+9.2%)を輸出(同+8.1%)よりもやや高めに設定する。また外国企業の直接投資や国際機関借入を中心とした外資の導入を促進する。

ト、財政面では新規財源の開拓等により財政赤字幅の縮小に努める(期中平均赤字額、76～80年実績△57億元→81～85年計画△30億元)。また金融面では物価安定の見地から通貨供給量の調節に留意する。

チ、国民生活面では労働者・職員の賃金、農民の収入をそれぞれ年平均+4.9%、+6%引上げるとともに住宅建設を促進する。

(2) 83年経済計画

83年経済計画の主要指標と重点施策は次のとおり。

イ、主要指標

- ① 農工業生産額の伸びを+4～5%とし、うち農業生産を+4%、鉱工業生産を+4～5%とする。
- ② 基本建設投資は507億元と82年実績見込み(525億元)以下に抑制する。

- ③ 輸出入総額は前年比+14.5%と82年(同+0.6%)とは様変りに増加する計画。うち輸出は同+4.8%の伸びにとどまるが輸入は同+25.3%と高い伸びを計画しており、この結果貿易収支じりは赤字に転落する見通し(82年実績見込み28億元の黒字→83年計画29億元の赤字)。

ロ、重点施策

- ① 農業では穀物の増産を図る(前年比+2.2%)とともに、多角経営を積極的に推進する。
- ② 工業では、需要に即した生産と経済効率向上に努めながら持続的発展を図る。
- ③ 財政収支は収入の増加、支出の抑制を通じて基本的均衡を図る。
- ④ 基本建設投資総額を厳格にコントロールする一方、資金を重点プロジェクト(エネルギー、交通、既存企業の技術改造)に優先的に配分する。

中國の主要経済指標

	1981年 実績	前年比 %	1982年 実績 見込み	前年比 %	1983年 計画	前年比 %	1981～ 85年(注) 計画	年平均 伸び率 %
國民所得(億元)	3,880	3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	4,450	4
農工業総生産(ヶ)	7,490	4.5	7,968	6.4	8,286	4	8,710	4
農業総生産(ヶ)	2,312	5.7	2,428	5	2,525	4	2,660	4
食 綿	糧(百万トン) 花(ヶ)	325 3.0	1.4 9.6	335 3.3	343 3.4	2.2 2.1	360 3.6	2.3 5.9
鉱工業総生産(億元)	5,178	4.1	5,540	7	5,761	4	6,050	4
輕工業(ヶ)	2,663	14.1	2,799	5.1	n.a.	n.a.	2,984	5
重工業(ヶ)	2,515	△ 4.7	2,741	9	n.a.	n.a.	3,066	3
うち原 石 電 鉄	油(億トン) 炭(ヶ) 力(10億kwh) 鋼(百万トン)	1.0 6.2 309.3 3.6	△ 4.5 0.3 2.9 △ 4.1	1.0 6.5 325.0 3.7	0.5 4.6 5.1 2.5	1.0 6.7 338.0 3.6	1.0 3.1 4.0 △ 2.7	△ 1.1 7.0 362.0 3.9
国営工業企業労働生産性	—	△ 1.8	—	n.a.	—	2以上	—	2以上
基本建設投資(億元)	443	△ 17.8	525	18.5	507	△ 3.4	(年平均) 460	2.6
商品小売総額(ヶ)	2,350	9.8	2,560	8.9	2,760	7.8	2,900	7
労働者・職員賃金総額(ヶ)	820	6.1	880	7.6	n.a.	n.a.	983	4.9
財政収支じり(ヶ)	△ 25.5	—	△ 30	—	△ 30	—	△ 30	—
貿易総額(ヶ)	602	6.7	598	△ 0.6	684	14.5	855	8.7
輸出(ヶ)	311	14.3	313	0.5	328	4.8	402	8.1
輸入(ヶ)	291	0.0	285	△ 1.9	357	25.3	453	9.2
収支じり(ヶ)	20	—	28	—	△ 29	—	△ 51	—

(注) 1981～85年計画の実数は85年の目標値。

- ⑤ 対外貿易を拡大するとともに外国の資金と技術を積極的に導入する。
 ⑥ 専門家の養成等により科学技術の研究開発体制を強化する。
 ⑦ 経済建設の基礎の上に国民生活の持続的改善を図る。

(3) 財政報告

1. 82年度決算見込み

- ① 歳入は、1,107億元と企業財務・租税管理の強化などから当初予算(1,105億元)並みの水準を確保。
 ② 歳出は当初予算比+0.2%、1,137億元となる見込み。
 ③ この結果、財政収支じりは△30億元と当初予算

程度の赤字にとどまる見込み。

□. 83年度予算

- ① 歳入面では国債の発行(40億元)、対外借款(54億元)は前年並みながら本年新規財源(エネルギー・交通重点建設資金60億元)を予定していることから前年比+11.3%(1,232億元)と78年以来の高い伸びが見込まれている。
 ② 一方歳出も経済発展のネックとなっているエネルギー・運輸部門を中心とした基本建設投資(前年比+19.5%)や文教・衛生・科学事業費(同+7.4%)等を中心に前年比+11.0%と前年(実績見込み同+2.0%)を大幅に上回る伸びとなっている。
 ③ 以上の結果財政収支じりは前年並みの△30億元の赤字となっている。

中 国 の 財 政 推 移

(単位・億元)

	1981年 決 算	前 年 決 算 比 (%)	1982年 決算見込み	前 年 決 算 比 (%)	1983年 予 算	前年決算 見込み比 (%)
歳 入	1,089.5	0.4	1,106.9	1.6	1,232.0	11.3
租 税 収 入	629.9	10.2	679.5	7.9	729.7	7.4
企 業 上 納 利 潤	353.7	△ 18.7	311.0	△ 12.1	323.9	4.1
対 外 借 款	73.1	70.0	50.0	△ 31.6	54.0	8.0
歳 出	1,115.0	△ 8.1	1,136.9	2.0	1,262.0	11.0
国家基本建設投資関連費	330.7	△ 21.1	302.7	△ 8.5	361.8	19.5
企業の潜在力発掘・改造資金 および新製品試作費	65.3	△ 18.9	60.7	△ 7.0	65.7	8.2
企業運転資金・銀行貸付資金	22.8	△ 37.9	23.0	0.9	22.5	△ 2.2
農 業 事 業 費	73.7	△ 10.2	76.5	3.8	77.5	1.3
文教・衛生・科学事業費	171.4	9.7	190.0	10.9	204.0	7.4
國 防 費	168.0	△ 13.3	178.7	6.4	178.7	0.0
行 政 管 理 費	70.9	6.1	80.0	12.8	85.0	6.3
収 支 じ り	△ 25.5	—	△ 30.0	—	△ 30.0	—

◇中国、83年国債発行計画を発表

中国国务院は12月15日、財政資金の不足を補填するため1983年も81年(48.7億元)、82年(42億元)に引き続き40億元の国債を発行する旨発表した。発行要領は国債の種類を前年の6種類から4種類に減らした以外前年と同様。

(1) 期 間……10年。5年間据置き後、6年目から個人購入分は抽選により、その他は5回均等償還。

(2) 利 回 り……個人購入分は年利8%(単利)、その他の4%(単利)。

(3) 国 債 の 種 類……5元、10元、50元、100元の4種類(82年は1元、1,000元を含む6種類)。

(4) 主要引受け先……国営企業、集団所有制企業、地方政府、個人等。

(5) 条 件……通貨としての使用や売買は禁止。